

平成 25 年度(第 54 回)甲府中学・甲府一高東京同窓会

## 幹 事 会 資 料

日時:平成 25 年 5 月 8 日(水) 18:00~20:00

場所:東京會館 本館 11 階 ゴールドルーム

第54回 甲府中学・甲府一高 東京同窓会

2013年7月20日(土) 於:東京會館

世界へ! 未来へ!

TO THE WORLD AND THE FUTURE.



我らが強行遠足は甲斐の国の誇り

## 平成 25 年度(第 54 回)甲府中学・甲府一高東京同窓会 幹事会式次第

司会:平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 生野 洋

平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 岡原 鉄郎

### 1. 開会の辞

### 2. 会長挨拶

甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長 井上 幸彦

### 3. 当番代表幹事挨拶・当番幹事紹介

平成 25 年度(50 年卒)当番幹事長 軽石 泰孝

### 4. 出席者数の報告

生野 洋

### 5. 議長選出

生野 洋

### 6. 議題

資料

(1) 平成 24 年度決算報告 平成 24 年度(49 年卒)当番幹事 保坂 明彦 ①

(2) 平成 24 年度決算監査報告 甲府中学・甲府一高東京同窓会 監事 飯島 善一郎 ①

(3) 平成 25 年度予算(案) 平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 横瀬 一寿 ②

(4) 総会・懇親会開催について 平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 望月 達史 ③

日時:平成 25 年 7 月 20 日(土) 15:00~18:00

会場:東京會館本館 9 階ローズルーム

【総 会】15:00~

【懇親会】16:00~

会費:1万円 (80 歳以上-昭和 27 年以前卒の方は 5 千円)

(5) 東京同窓会基金の報告 甲府中学・甲府一高東京同窓会 副会長 清水 昭 ④

(6) 一紅会活動報告 一紅会 会長 谷口百合子

(7) 本年度当番幹事会から、その他

① 広告部会より 平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 寺井ちなみ

② 日新鐘部会より 平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 岡原 鉄郎

③ その他

④ 学年幹事変更について ⑤

⑤ 物故者報告について ⑥

### 7. 閉会の辞

平成 25 年度(50 年卒)当番幹事 海老原綾子

## 平成25年度(第54回)甲府中学・甲府一高東京同窓会式次第(案)

日時:平成25年7月20日(土)15:00開会

会場:東京會館 本館

【総会】 9階 ローズルーム

【懇親会】 9階 ローズルーム

<b>第一部 総会 (15:00~15:45)</b>	司会:平成25年度(昭和50年卒)当番幹事事務局長	生野 洋
1. 開会の辞	平成25年度(昭和50年卒)当番幹事長	軽石 泰孝
2. ご来賓紹介	平成25年度(昭和50年卒)当番幹事	齋木 裕子
3. 会長挨拶	甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長	井上 幸彦
4. 議事	議 長	井上 幸彦
(1) 審議事項		
【1号議案】平成24年度決算報告	平成24年度(昭和49年卒)当番幹事事務局長	保坂 明彦
【2号議案】平成24年度決算監査報告	甲府中学・甲府一高東京同窓会 監 事	飯島善一郎
【3号議案】平成25年度予算(案)	平成25年度(昭和50年卒)当番幹事会計	横瀬 一寿
(2) 報告事項		
① 東京同窓会基金の報告	甲府中学・甲府一高東京同窓会 副会長	清水 昭
② 一紅会活動報告	一紅会 会長	谷口百合子
(3) その他		
5. 来賓ご挨拶	甲府一高教頭 甲府中学・甲府一高同窓会 会長	古屋 武人様 金丸 信吾様
6. 閉会の辞	平成25年度(昭和50年卒)当番幹事	海老原 綾子

<b>第二部 懇親会 (16:00~18:00)</b>	司会:平成25年度(昭和50年卒)当番幹事	藤原 昌美
1. 開会の辞	平成25年度(昭和50年卒)当番幹事長	軽石 泰孝
2. 会長挨拶	甲府中学・甲府一高東京同窓会 会長	井上 幸彦
3. 犠牲者・物故者に弔慰の黙祷		
4. 恩師・ご来賓紹介		藤原 昌美
5. 乾杯の音頭	甲府中学・甲府一高東京同窓会最高顧問	渡辺 喜一
6. 会食・歓談・イベント		
第九を歌う会合唱		
鏡味仙三・仙花夫妻による太神楽		
強行遠足スライドショー		
7. 応援団 校歌・応援歌斉唱		
8. 法被継承		
9. 中締め	甲府中学・甲府一高東京同窓会最高顧問	恩田 宗
10. 閉会の辞	平成25年度(昭和50年卒)当番幹事	望月 達史

以上



## 山梨県立甲府中学校・甲府第一高等学校 東京同窓会会則

## 第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 この会は、山梨県立甲府中学校甲府第一高等学校東京同窓会という。

(事務所)

第 二 条 この会は、事務所を会長の指定する東京都内に置く。

(目 的)

第 三 条 この会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 四 条 前項の目的を達成するため、この会は次の事業を行う。

- 一、 会報及び会員名簿の発行
- 二、 各種集会の開催
- 三、 その他必要な事項

## 第二章 会 員

(会員の種類)

第 五 条 この会の会員を分け次の三種とする。

- 一、 普通会员
  - 二、 名誉会員
  - 三、 特別会員
- 2 普通会员は、徽典館中学科、山梨県立甲府中学校又は山梨県立甲府第一高等学校（以下母校という。）の卒業生及び母校に在籍した者で首都圏に在住する者並びにこれに準ずる者とする。
- 3 名誉会員は、普通会员のうち、満八十才以上の者とする。
- 4 特別会員は、母校校長及び母校に功労があった者で、総会において推薦された者とする。

## 第三章 役 員

(役員の種類)

第 六 条 この会に次の役員を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| 一、 会 長     | 一 名   |
| 二、 副 会 長   | 五名以内  |
| 三、 学 年 幹 事 | 若 干 名 |
| 四、 監 事     | 二 名   |

(任 務)

- 第 七 条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 学年幹事は、会務を処理する。
  - 4 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(選出)

- 第八条 会長は、総会において会員のうちから選出する。
- 2 副会長、学年幹事及び監事は、会員のうちから総会の議を経て、会長がこれを委嘱する。但し副会長、監事の候補者は別に定める運用規程により選出する。
  - 3 学年幹事の候補者は、各卒業期毎に、三名以内を互選する。

(任期)

- 第九条 役員任期はすべて二年とし、再任を妨げない。但し、副会長、監事は原則として三期を限度とする。
- 2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第四章 最高顧問及び顧問

- 第十条 この会に最高顧問及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 最高顧問は、会長経験者のうちから総会の議を経て、会長これを推戴する。
  - 3 顧問は、会員のうちから総会の議を経て、会長これを委嘱する。
  - 4 最高顧問及び顧問は、会長の要請に応じ役員会に出席して意見を述べるができる。

#### 第五章 会議

(種類)

- 第十一条 会議は、総会及び幹事会とする。

(招集)

- 第十二条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年一回会長がこれを招集する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、学年幹事の過半数から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき会長がこれを招集する。
- 第十三条 幹事会は年一回以上開催し、招集は総会に準ずる。

(議事)

- 第十四条 会長は、会議の議長となり議事を処理する。
- 第十五条 採決を要するときは、出席者の過半数をもって決する。
- 2 可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### 第六章 会計

(経費)

- 第十六条 この会の経費は、次に掲げるものをもってこれに当てる。
- 一、 会費
  - 二、 寄付金
  - 三、 借入金
  - 四、 雑収入
- 2 名誉会員については、特別会費を適用できる。

(会計年度)

- 第十七条 この会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

## 第七章 雑 則

(異動通知)

第十八条 会員は、その氏名、住所、職業等に異動があったときは、速やかに会に通知するものとする。

(会則の変更)

第十九条 この会則は、総会の決議によらなければ変更できない。

附則 平成 5 年 6 月 17 日  
平成 12 年 7 月 14 日改定  
平成 17 年 7 月 8 日改定  
平成 18 年 7 月 8 日改定  
平成 22 年 7 月 10 日改定  
平成 24 年 7 月 14 日改定

## 役員候補選出の運用規程

本規程は会則第八条、2項に定める役員（副会長、監事）の候補者を選出する方策について規程するものである。

第一条 会長、副会長、監事、最高顧問及び顧問の合議により副会長候補者を推薦する学年を決定する。

第二条 当該学年は二年毎を一つのブロックとして一人の候補者を推薦する。

第三条 会長、副会長の合議により監事候補者を推薦する。

第四条 会長、副会長、監事、最高顧問、顧問及び当該学年の幹事の合同会合において総会に諮る最終の候補者を決定する。

第五条 上記の規程にかかわらず一紅会の会長は副会長の候補者とする。

附則 平成18年7月8日改定  
平成22年7月10日改定

平成 9年 2月 1日  
平成 12年 11月 13日改正  
平成 16年 2月 1日改正  
平成 24年 9月 28日改正

## 「一紅会」会則

- 第1条 この会の名称は「一紅会」という。
- 第2条 この会は、山梨県立甲府中学校・甲府第一高等学校東京同窓会(以下東京同窓会という)の中におく。
- 第3条 この会の会員は、山梨県立甲府第一高等学校を卒業した女性とする。
- 第4条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、東京同窓会及び母校の充実と発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 この会を円滑に運営するために「一紅会幹事会」(以下幹事会という)をおく。
- 第6条 幹事会の運営に次の役員があたる。
- ① 会長 一名 幹事会の互選により選出する。
  - ② 副会長 一名 幹事会の互選により選出する。
  - ③ 会計 一名 幹事会の互選により選出する。
  - ④ 幹事 各卒業期ごとに若干名を互選する。
- 第7条 役員任期および任期の期首と期末は次のとおりとする。
- ① 会長・副会長  
任期は、いずれも2年とし、再選を妨げない。  
期首は、2月1日から、期末は翌々年の1月31日までとし、  
選出時期は、東京同窓会役員改選年度の前年の11月開催の幹事会とする。
  - ② 会長は、東京同窓会会則役員候補選出の運用規程第五条により、  
東京同窓会役員改選年度に副会長候補者として東京同窓会総会の議を経て  
就任する。
  - ③ 会計  
任期は2年で再選を妨げない  
東京同窓会の会計年度に準じて、改選を行う。
  - ④ 学年幹事は、①に準ずる。
  - ⑤ 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 第8条 この会の運営に関する決議は、幹事会にて出席者の過半数を以って決定する。
- 第9条 幹事会は、次の事を行う。
- ① 幹事会を年二回以上開催
  - ② 第4条の目的を達成するための諸事業の企画及び実行
  - ③ 東京同窓会幹事会への出席等
  - ④ 会計に関する話し合い及び決議
  - ⑤ その他
- 第10条 幹事会に事務局を置き、東京同窓会の当番幹事学年等が、若干名(幹事を含む)でこの運営にあたる。
- 第11条 この会の運営費用は、次によって賄う。
- ① 東京同窓会からの援助金
  - ② 寄付金
  - ③ 雑収入
- 第12条 この会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日とする。
- 第13条 この会則は、平成24年(2012)9月28日より制定施行する。

以上